

○給 料

・概要

- (1) 給料とは、職員の正規の勤務時間による勤務に対する報酬であり、諸手当を除いた基本給の意味で用いられる。期末手当、勤勉手当などの算定基礎となる。
当該級号給の給料表の額＋給料の調整額（※1）＋教職調整額（※2）（又は3級加算額）
※1 特別支援学校・市立養護学校に勤務する職員、及び小中学校の特別支援学級を担当又は通級による指導を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする教職員。
支給額 調整基本額 × 1
※2 教育職員の職務と勤務態様の特殊性にかんがみ、超勤手当制度にはなじまないため、この制度に替えて給料相当の性格を有する給与として措置されたもの。（校長・教頭を除く）
支給額 給料月額 × 4/100
- (2) 給料表の種類
 - ① 小学校・中学校教育職給料表
市町村立小学校及び中学校に勤務する県費負担教職員
 - ② 高等学校教育職給料表
市町村立高等学校及び市町村立特別支援学校に勤務する県費負担教職員
 - ③ 事務職給料表
市町村立学校に勤務する県費負担の事務職員
 - ④ 医療職給料表
市町村立学校及び共同調理場に勤務する県費負担の学校栄養職員
- (3) 55歳を超え、小学校・中学校給料表及び高等学校給料表が適用される職員の内、職務の級が4級である職員の給与月額は、当該額から100分の0.9に相当する額を減じた額となる。

・関係法令等

- (1) 職員の給与に関する条例 第2条第1項、第7条、附則第7項・第8項
- (2) 職員の給与の支給に関する規則 第9条
- (3) 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例 第3条第1項、第4条第1項～第5項、第6条、附則第7項・第8項
- (4) 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則 第2条
- (5) 福島県義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例
- (6) 給料の調整額の支給に関する基準

以 下 余 白